

中国ビジネス Q&A 中国における「独占禁止法」規制の最新動向

Q 中国の「独占禁止法」が公布されて以来、中国当局による一連の法執行活動が、世界的に関心を集めています。また、同法は現在、さらなる改正を予定しているという報道もあり、グローバルにビジネスを展開する日系企業や多国籍企業も、中国の「独占禁止法」の関連リスクをますます重視するようになってきています。そこで、近年の中国における「独占禁止法」の執行や立法などの最新動向および日系企業として必要となる対応について教えてください。

A 中国の独占禁止に対する規制は、日本、米国などの先進国と比べると、まだ歴史が浅いのは事実です。しかし、わずか十数年の間に飛躍的な進歩を遂げてきたと言えます。中国の「独占禁止法」が2008年8月1日に施行されて以降、関連の実施細則とガイドラインも、前後して公布されており、法令の整備に伴ってその執行も大きな進歩を遂げてきました。中国政府は20年の中央経済工作会议において、「独占禁止を強化し、資本の無秩序な拡大を防止していくこと」を経済面における重点業務の一つとしました。その後21年に入ってから、中国における独占禁止に対する規制は、さらに強化されています。

1. 「独占禁止法」執行活動の活発化

中国における「独占禁止法」の執行は、公的執行と私的執行に大別することができます。公的執行には主に、独占禁止行為を対象とする行政執行機関による摘発や処罰が含まれています。一方、私的執行とは主に、中国の「独占禁止法」第50条に従った独占禁止行為に関する訴訟の提起をいいます。「独占禁止法」の施行以降、公的執行と私的執行は、いずれも大きな進展を遂げてきたと言えます。

公的執行については、当局の公表データおよび報道などによると、21年における公的執行案件の件数は大幅に増加し、146件に達しています。表1に示す通り、21年の案件数は、18年から20年までの案件数の総数をも上回っています。さらに、20年の年末以降の中国政府によるプラットフォーム業界に対する「独占禁止法」の規制強化の影響を受け、同業界に関わる案件は、全案件の80%強を占めていました。これらの案件においては、中国系企業が大多数を占めていましたが、日系企業に関わる事例もあります。例えば、日系の重工業、自動車産業、通信業の大手などが、合併企業の設立に際して「独占禁止法」の規定のとおり企業結合申告を行わなかったことから、中国の「独占禁止法」に違反し、制裁金が課せられたという事例もありました。

行政執行案件だけではなく、独占禁止行為に関する

表1 2018年以降の公的執行案件の件数

処罰案件の種類	処罰件数			
	2018年	2019年	2020年	2021年
独占的協定案件	11	12	16	15
市場支配的地位濫用案件	4	4	10	11
企業結合案件	16	18	16	120
合計	31	34	42	146

訴訟案件も、年々増加しています。特に、標準必須特許(Standard Essential Patent)などのライセンスをめぐる紛争案件、メーカーによる販売店の販売価格や販売方法などに対する制限をめぐる案件、「独占禁止法」執行当局の処罰決定に基づく訴訟(Follow-on Action)などの「独占禁止法」関連民事案件は、増加が特に顕著です。これらの案件には、外国企業または外資系企業に関わるものが多く見られます。

中国における「独占禁止法」執行案件の増加は、法制度の整備に伴う「独占禁止法」関連コンプライアンス意識の向上の影響を受けており、他者の独占行為をめぐる当局への通報や訴訟の提起が、競争の手段として活用されていたことも、その一因であったとも考えられます。

2. 機構改革による法執行体制の最適化

中国においては近年、「独占禁止法」の執行をめぐる一連の改革が行われており、これにより「独占禁止法」の執行活動が促されてきました。

行政執行機関については、18年3月の国家機関改革により、「独占禁止法」執行の機能が、従来の複数の機構(表2)から、国家市場監督管理総局(以下、SAMR)に統合されることになりました。その後、21年11月18日にはさらに、

表2 中国の「独占禁止法」執行機関の改革と変遷

2018年3月以前	2018年3月～ 2021年11月17日	2021年11月18日 以降
・企業結合：商務部 ・ほかの独占行為のうち 価格関連：国家発展改革 委員会 それ以外：国家工商行政 管理総局	国家市場監督管理 総局 (の独占禁止局)	国家独占禁止局

(注) 表中の「ほかの独占行為」とは主に、独占的協定と市場支配的地位の濫用を指す。

および企業側の対応について

表3 改正案における一部の独占行為に対する制裁金の比較表

違反行為の種類	制裁金の上限	
	現行の規定	改正案の規定
未実施の独占的協定	50 万人民元	300 万人民元
独占的協定達成の組織及びほう助の行為	なし	直近の年間売上高の 10%、または（売上高がなかった場合には）500 万人民元
独占的協定に対する個人の責任	なし	100 万人民元
企業結合申告義務への違反行為	50 万人民元	反競争の効果があつた場合：直近の年間売上高の 10%；反競争の効果がなかった場合：500 万人民元
執行機構の独占禁止調査に対する妨害行為	企業：100 万人民元	企業：直近の年間売上高の 1%、または（売上高がなかった場合には）500 万人民元
	個人：10 万人民元	個人：50 万人民元
情状・影響・結果が特に深刻な違反行為	なし	所定の制裁金額（例えば、直近の年間売上高の 10% など）の 5 倍

従来 SAMR 内の局の一つであった「独占禁止局」が格上げされ、「国家独占禁止局」となりました。この格上げにより、国家独占禁止局の権威や独立性は、さらに強化されており、独占禁止行為に対する調査や法執行活動も、さらに活発化していくものと予測されています。

また、案件数の急増に対応するために、SAMR による地方の市場監督管理局への法執行権限の委譲も、拡大されています。このような背景から、地方市場監督管理局の摘発する違法案件は、年々増加しています。

「独占禁止法」関連訴訟案件の司法審査体制も、最適化されつつあります。14 年には、一審目の独占禁止に係る民事訴訟案件は、知的財産法院が専属で管轄することになりました。19 年にはさらに、中国版の飛越上告（Leapfrog Appeal）制度が導入されました。当事者が地方の法院（裁判所）の独占関連の一審判決を不服とする場合には、上級の法院に控訴せずに、最高人民法院に直接上告することができるようになりました。

これらの機構改革による法執行体制の最適化は、中国の「独占禁止法」執行活動の活発化の推進につながっています。

3. 中国独占禁止法制度の進化と改善

「独占禁止法」の執行経験の蓄積により、中国の独占禁止法制度も進化し、改善されつつあります。

SAMR は 20 年の初頭（「独占禁止法改正案」）を公布し、パブリックコメントを募集しました。同法の改正は 21 年 4 月 21 日に中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会の年間立法計画に編入され、SAMR の提示した改正案（以

下、「改正案」）は同年 10 月中旬から下旬にかけて初めて審査されてから、再びパブリックコメントの募集が実施されました。

改正案の内容は主に、デジタル経済に関する「独占禁止法」の規制原則、これまでの実務経験の法令化、既存の不足部分の改善などから成り立っています。特に、違反行為に対する制裁金額の引き上げ（表 3）などは、多くの人々の関心を集めました。

このほかにも、独占行為に対する制裁および警告を強化するために、「独占禁止法」への違反行為に対する刑事責任の追及、公訴機関による民事公益訴訟の提起、信用失墜リストへの記載や公開などの制裁も、導入される予定です。

これらの改正内容が施行されると、「独占禁止法」に違反した際に、企業は莫大な制裁金支払などの責任を負うだけでなく、さらには、関連の法定代表者や管理職員などの個人も、制裁金などの責任を追及されるリスクを負うことになります。

4. コンプライアンスの徹底によるリスクの未然の防止

中国当局は 22 年 1 月 5 日、13 件の「独占禁止法」違反行為に対する処罰の事例を再び公開しました。中国当局が年初というタイミングでこれらの案件を公示したことに対し、何か目的があつたのか否かについては、様々な憶測が飛び交っています。直近の一連の動向から見ると、これは中国当局が 22 年においても独占行為に対する取り締まりの強度を緩和せずに、引き続き摘発していくというシグナルを市場に送るためのものであつたのではないかとという予測が、最も有力なものとなっています。

以上をまとめますと、中国における独占行為に対する規制は、継続して強化されていくであろうと考えられます。このような傾向に伴い、企業が直面する「独占禁止法」上のリスクと違法行為により生じるコストも、次第に増加していきます。このほか、「独占禁止法」上の行政調査、または第三者が提起する民事訴訟への対応のためには、往々にして大量の時間と経済コストが必要となります。日々の経営にかかわる「独占禁止法」上のリスクを最小化するためにも、コンプライアンス制度を構築し、教育を通じてコンプライアンス意識を従業員に浸透させ、「独占禁止法」等の法令の遵守を徹底していくことを企業にはお勧めいたします。